

Weekly Report

第197号

平成25年 1月 7日

鈴木恒夫税理士事務所

株式会社鈴木経営センター

TEL 029-275-4333

FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp

http://www.szk-accounting.jp/

今年1月から適用される主な税制(国税)

◎復興特別所得税の課税……給与や報酬、預貯金等の利子、株式等の配当・売却益などの所得について、所得税額の2.1%を追加的に課税。期間は25年間。

◎給与所得控除の上限設定……給与等の収入金額が年1500万円を超える場合の給与所得控除額について、245万円が上限に。

◎特定の役員等に対する退職所得課税の見直し……役員等としての勤続年数が5年以下の者に対する退職手当等について、退職所得控除額を控除した残額の1/2を所得金額とする優遇措置を廃止。

◎住宅取得等資金に係わる贈与税の非課税限度額……直系尊属(父母や祖父母など)から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税措置について、25年中は700万円(省エネ・耐震性を備えた住宅の場合は1200万円)が限度額。*震災被災者は1000万円(同1500万円)。

◎特定支出控除制度の拡充……給与所得者の特定支出(職務に直接必要な費用など一定範囲の支出)について、合計額が給与所得控除額の1/2(改正前

は給与所得控除額)を超える場合、確定申告によりその超える金額を給与収入から控除できる。また、特定支出の範囲も拡大され、弁護士や税理士などの資格取得費などが追加。

◎事業者免税点制度の追加要件……消費税の課税事業者となる判定について、従来の要件(前々年度の課税売上高が1000万円超)に加え、前年度の上半期(6カ月間)の課税売上高が1000万円超の場合も課税事業者に。なお、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額による判定も可能。法人は25年1月以後に開始する事業年度から適用。

税務事務が集中するので早目のご準備

1月は下記の税務事務が集中し、提出期限は1月31日(木)ですから早めに準備をしましょう。

★法定調書……源泉徴収票や報酬、料金、契約金、賞金などの支払調書と合計表を税務署に提出。なお、源泉徴収票の1通は従業員本人に交付。

★給与支払報告書……給与支払額に関わらず各人(昨年途中で退職した人も)の本年1月1日現在の住所地を管轄する市町村等に、複写分と併せて2通とも提出。

★償却資産申告書……本年1月1日現在所有している機械・備品などの償却資産については所有者から提出された償却資産申告書に基づいて課税される固定資産税で、市町村等に提出。

25年度の雇用保険料率は据え置き

平成25年度の雇用保険料率は24年度と変わらず、一般の事業は1.35%(事業主負担0.85%)、農林水産清酒製造は1.55%(同0.95%)、建設は1.65%(同1.05%)が適用されます。

なお、雇用保険は原則、業種や規模等を問わず労働者を雇用している事業であれば適用され、労働者は被保険者となります。ただし、*65歳に達した日以後に雇用、*1週間の所定労働時間が20時間未満、*雇用期間が31日未満など、一定の労働者は適用除外となります。